

令和12年度  
〈2030年〉  
までの制度です

令和8年度版

# 品川区の 不燃化特区支援制度

老朽建築物の解体費用・建替え費用を  
区が助成します



しあわせ  
多彩区  
Shinagawa City



Shinagawa City  
品川区

二次元コード

スマートフォンなど  
で読み込むとHPに  
つながります。  
様式もダウンロード  
できます。



# 不燃化特区支援制度 事業期間の延伸と 新たな加算助成を拡充し 実施しています！

## ～不燃化特区支援事業～

品川区は、「燃えないまち」の実現を目指し、東京都と連携して木造住宅密集地域のうち、特に改善が必要な不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）において、地域の防災性や住環境を向上させる（以下）5つの支援制度を実施しています。

令和12年度  
までの  
制度です

**支援制度 1** 取壊し・建替えに関するご相談に専門家を派遣します **【無料!】**

**支援制度 2** 老朽建築物の解体除却費用を助成します

**支援制度 3** 引越しにかかる費用を助成します

**支援制度 4-1** **戸建て** 耐火・準耐火建築物にするための費用を助成します

**支援制度 4-2** **共同住宅** 耐火・準耐火建築物にするための費用を助成します

NEW

**加算助成 拡充** 建物を新築する際の加算助成です

**1** 高齢者または障害者等が居住する世帯への建替え工事費助成加算 **【品川区独自!】**

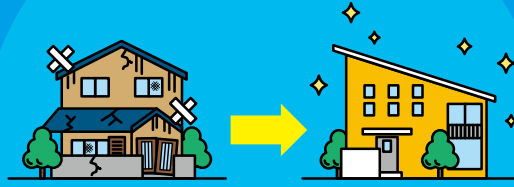
**2** 高齢者他多世代同居への建替え工事費助成加算

**3** 未接道敷地の老朽建築物建替えのための解消促進支援

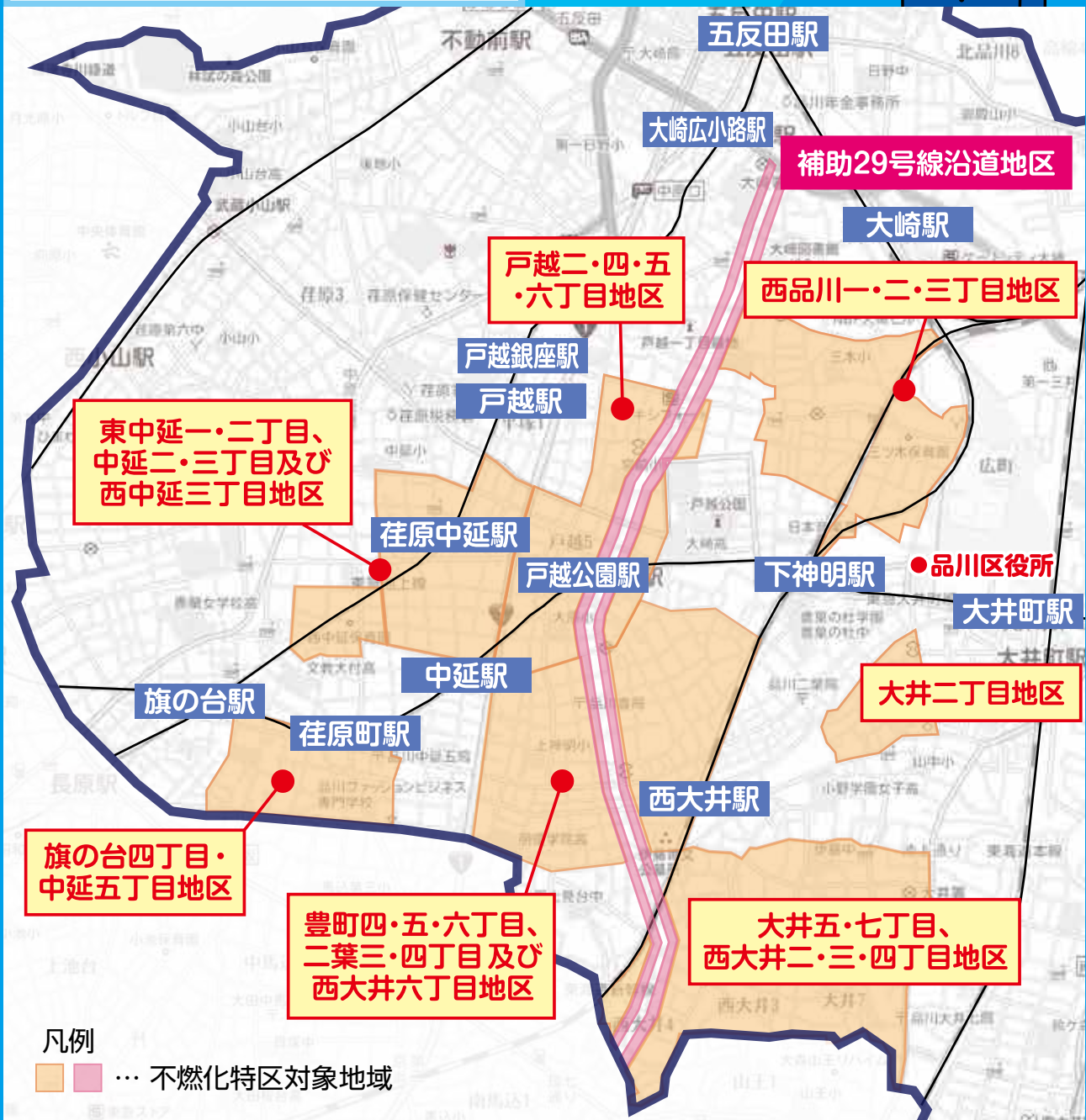
**支援制度 5** 固定資産税・都市計画税の減免が受けられます **【5年間も!】**

支援制度2を利用していない場合でも、不燃化特区内で耐震化支援事業・都市防災不燃化促進事業の除却を行っていただければ、支援制度3～5を利用することができます。

# 不燃化特区対象地域



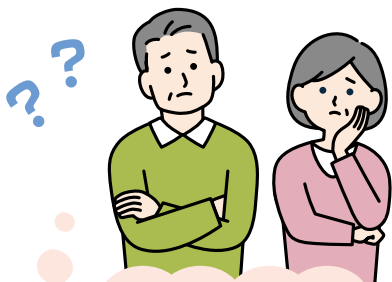
## 品川区不燃化特区MAP



# 取壊し・建替えに関するご相談に 専門家を派遣します **無料**

※支援制度1を受けることなく、支援制度2からでも支援制度をご利用いただけます。

## 建物を取壊したいけど…



不動産の登記が亡くなった父のままになっているけど大丈夫かしら

今の敷地でどんな建物が建てられるかな

空き家になっている祖母の家を取壊したいでも名義人変更や税金の事が心配

この歳でどんなローンが組めるかしら

**専門家が  
お答えします**



### 専門家

弁護士、税理士、一級建築士、不動産鑑定士、公認会計士、  
ファイナンシャルプランナー、土地区画整理士  
…相談内容に適した専門家を派遣します。

### 制度内容

権利の移転や建替え等に関する相談に対して、弁護士や税理士等の専門家を派遣します（無料）。

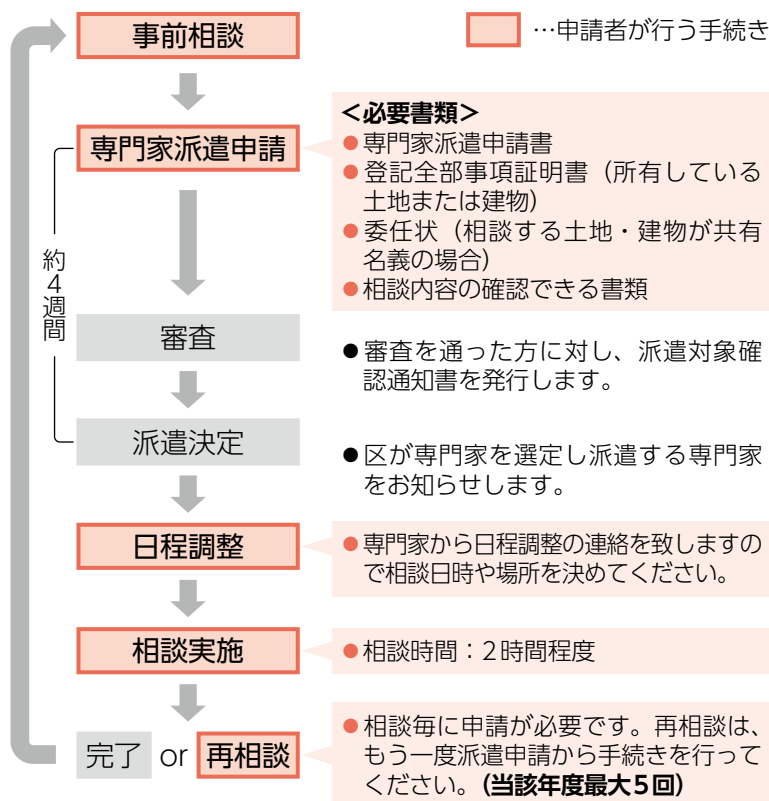
※原則として同一申請者につき、当該年度 **5回** を限度。

### 専門家派遣の対象者

助成対象建築物の所有権を有する個人またはその建築物が存する土地の所有権を有する個人。

※ただし、共有者がいる場合は、共有者によって合意された代表者。区分所有建築物の場合は、区分所有者によって合意された代表者。

### 専門家派遣の流れ



※事前相談から派遣まで**1ヶ月程度**かかりますので、お早めに区にご相談ください。

## 【参考】 ご相談に応じて申請者の方にご準備いただく資料の事例

相談内容（例）	専門家	ご用意いただく資料（参考例）
《建築条件について》 建替えを行うことができますか？	一級建築士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内図</li> <li>・敷地求積図（所有地求積図、借地求積図、土地登記地籍測量図）</li> <li>・現存の建築設計図等（建築計画概要書、建物登記平面図）</li> <li>・道路平面図、指定道路図等</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
《建築規模・建築費用について》 どれくらいの大きさの建物が建築できますか？	一級建築士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内図</li> <li>・敷地求積図（所有地求積図、借地求積図、土地登記地籍測量図）</li> <li>・現存の建築設計図等（建築計画概要書、建物登記平面図）</li> <li>・道路平面図、指定道路図等</li> <li>・新築建物プラン（建築費用の相談の場合）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
《借入金・課税額について》 建替え費用はどのくらい借りられますか？	ファイナンシャルプランナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内図</li> <li>・新築建物プラン</li> <li>・源泉徴収書、納税証明書</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
《土地の売却金額・建物売却金額について》 売却した場合の値段はどれくらいですか？	不動産鑑定士 税理士 公認会計士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内図</li> <li>・固定資産税、都市計画税課税明細書</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
《不動産の相続について》 相続するためには誰に頼めばいいですか？	弁護士 公認会計士(相続税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内図</li> <li>・固定資産税、都市計画税課税明細書</li> <li>・被相続人（亡くなった方）の戸籍（出生から死亡まで連続した戸籍）</li> <li>・相続人の戸籍</li> <li>・遺言書</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

※表中の資料は参考で列挙したものですので、必ず必要とは限りません。

日程調整の際に専門家の方とご相談して必要書類をご用意ください。

申請時に添付書類としてお預かりし、専門家の方に事前にお渡しすることも可能です。

# 老朽建築物の 解体除却費用を助成します



## 助成内容

下記の助成対象建築物およびこれに付属する工作物の**解体除却工事費用**を助成します。

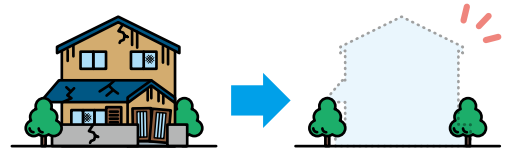
※固定資産税・都市計画税の減免については、P19・P20支援制度5参照。

## 助成対象建築物

①不燃化特区内にあること

②平成17年3月31日以前に建築（新築・増築）された**木造建築物**（平成5年6月25日以降に建築（新築・増築）された階数が3以上の建築物または延床面積が500㎡を超える建築物を除く）であること

または昭和56年5月31日以前に建築（新築・増築）された**軽量鉄骨造建築物**であること



■宅地建物取引業者が、除却後に建築する建築物の販売を行うために除却する場合は対象となりません。

## 助成金の交付を受けられる方

助成対象建築物の所有権を有する**個人**または**中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するもの**

※ただし、共有者がいる場合は、共有者によって合意された代表者。区分所有建築物の場合は、区分所有者によって合意された代表者。

## 例えば…

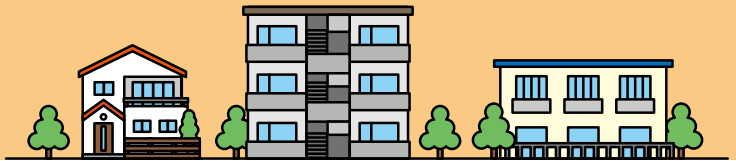
	単価計算金額	工事費	助成金額
Aさん (100㎡)	330万円	260万円	<b>260万円</b>
Bさん (70㎡)	231万円	260万円	<b>231万円</b>

【計算式】延床面積×33,000円＝単価計算金額

※実際にかかる工事費と単価計算金額を比べて、額の小さい方が助成金額となります。

## 除却・移転・不燃構造化の共通ルール

- 各支援制度の「手続きの流れ」に記載されている手続き期間は目安になります。混雑具合により前後することがあります。
- 添付書類は申請者の状況により異なります。
- 業者の指定はございません。
- 添付書類は原則（写し）でお願いします。
- 各手続きで記載されている資料の他にも必要な資料の提出をお願いする場合があります。



## 助成限度額

木造 : 延床面積 1㎡あたり **最大33,000円** かつ上限 16,500,000円

軽量鉄骨造 : 延床面積 1㎡あたり **最大47,000円** かつ上限 23,500,000円

※令和8年4月1日時点の助成限度額であり、今後変更の可能性ががあります。

■延床面積とは固定資産税・都市計画税課税明細書に記載の現況床面積が対象となります。

■**工事内容に変更がある場合は契約前に除却内容の変更申請が必要になります。**

■他の助成金を重複して利用する（例：既存塀撤去費用についてコンクリートブロック塀等安全化支援事業の適用も受ける等）ことはできません。

■解体除却工事以外の費用（例：官公庁手続き費用、家財処分費用等）は助成対象外です。

■届出時点で既に解体工事の契約が結ばれていると助成が受けられません。

■千円未満切り捨てです。

こんな  
制度も  
あります

## 耐震化支援事業<sup>※1</sup>と比較して、どちらかの助成を選べます！

### 助成金上限の比較

木造住宅（戸建て・長屋・共同住宅）の場合

	住宅用途	助成単価上限	助成金上限
支援制度 2	全て	33,000円/㎡	1,650万円
耐震化支援事業	戸建て・長屋	なし	200万円
	共同住宅		300万円

※1 耐震化支援事業：建築課で実施している除却等に要する費用の一部を助成する制度  
支援制度2とは条件が異なるため、詳細は建築課にお問い合わせください。

### 例えば…

	延床面積60㎡ 戸建て住宅の場合	延床面積95㎡ 共同住宅の場合
支援制度 2	60㎡×33,000円=198万円	95㎡×33,000円=313.5万円
耐震化支援事業	200万円	300万円

耐震化支援事業の  
助成金限度額が高い

支援制度2の  
助成金限度額が高い

延床面積が戸建ての場合60.64㎡以上、共同住宅の場合90.94㎡以上であれば耐震化支援事業より支援制度2の方が助成金限度額が高くなります。

# ■手続きの流れ (提出時は郵送不可)

項目	申請者	区
<p>業者との契約前に申請</p> <p>①老朽建築物除却支援助成申請</p>	<p><b>老朽建築物除却支援助成申請書</b>を区に提出</p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●登記事項証明書(建物)(写し) ※登記事項証明書は3ヶ月以内。 (インターネットダウンロード印刷不可)</li> <li>●最新の固定資産税、都市計画税の納税通知書および課税明細書(写し)</li> <li>●老朽建築物の写真(1週間以内の日付入り)<sup>※1</sup></li> <li>●老朽建築物の所在がわかる地図</li> <li>●除却工事工程表</li> <li>●除却工事見積書(内訳書を含む) ※添付書類(見積書・領収書等の宛名)はすべてフルネーム・同一名でお願いします。</li> <li>●委任状(除却建築物が共有名義の場合)</li> </ul> <p>申請者が中小企業の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●履歴事項証明書</li> <li>●消費税仕入税額控除確認書</li> </ul>	<p>○申請内容の審査</p> <p>○審査結果を申請者に発行</p> <p>&lt;発行書類&gt;</p> <p>○延焼防止上危険な老朽建築物除却工事助成対象確認通知書<sup>※2</sup></p> <p>+ 次の手続き様式</p>
		約2週間
<p>②解体業者との契約</p>	<p>申請者が解体業者と契約</p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <p>特にありません</p> <p>※区から延焼防止上危険な老朽建築物除却工事助成対象確認通知書が届いてから契約してください。</p>	<p><b>注意</b></p> <p>先に契約してしまうと、助成金の交付が受けられません!</p> <p>原則として、工事見積書と同じ金額・内容で契約してください。</p> <p>変わる場合は、契約前に変更の申請が必要です。</p>
<p>③解体工事</p>	<p><b>着手届</b>を区に提出</p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●除却工事に係る契約書(内訳書を含む) (請書の場合、注文書も必要)</li> <li>●除却工事工程表(助成申請時点より変更のあった場合)</li> </ul>	<p>着手届の内容を確認</p>
<p>④助成金交付申請</p>	<p><b>老朽建築物除却支援助成金交付申請書</b>を区に提出</p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●除却工事が完了し、更地になったことが確認できる写真(日付入り)<sup>※3</sup></li> <li>●除却工事費用に係る領収書</li> <li>●その他区長の必要と認める書類</li> <li>●建築基準法上の未接道敷地を適法な状態で建替えるために行う除却の場合、建替えた建築物の<b>建築確認検査済証</b></li> </ul>	<p>○申請内容の審査</p> <p>○審査結果を申請者に発行</p> <p>&lt;発行書類&gt;</p> <p>○延焼防止上危険な老朽建築物除却工事助成金交付決定通知書<sup>※2</sup></p>
		約2週間
<p>⑤助成金交付請求</p>	<p><b>老朽建築物除却支援助成金交付請求書</b>を区に提出</p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●口座振替依頼書</li> </ul>	<p>○申請内容の審査</p> <p>○申請者に助成金を交付</p>
		約4週間
<p>⑥助成金の受理</p>	<p>入金の確認</p>	

※1 写真は解体確認のため道路境界と解体後も残るもの(隣家・電柱等)を入れて撮影してください。

※2 区が郵送する通知書等は、その他支援制度で必要になる場合がございますので、大切に保管してください。

※3 助成申請時提出写真と同じアングルおよび敷地全体が確認できる写真

# 未接道敷地の解消促進支援に伴う解体除却費用を助成します

## 敷地統合に対する支援

### 助成内容

未接道敷地や狭小敷地<sup>※1</sup>と接道地<sup>※2</sup>との「敷地統合<sup>※3</sup>」に必要な**老朽建築物ではない建築物の解体除却工事費**を助成します。

※1 地区計画で定めた最低敷地面積未満の土地

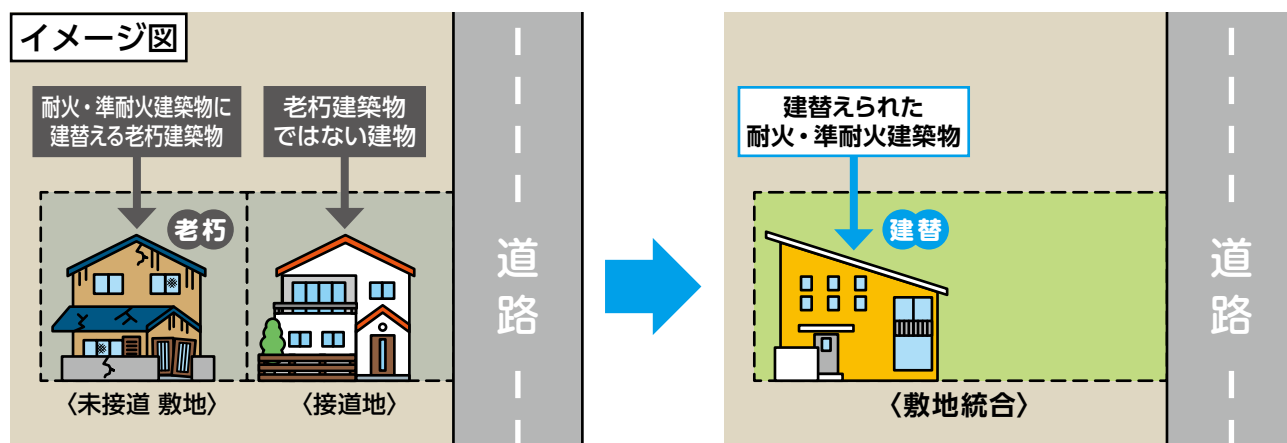
※2 建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づき、住宅等の建築が可能となる要件を備えた敷地

※3 所有権や借地権の取得により隣接地を統合し、一敷地とすること

### 助成限度額

木造 : 延床面積1㎡あたり**最大33,000円**かつ上限16,500,000円

軽量鉄骨造 : 延床面積1㎡あたり**最大47,000円**かつ上限23,500,000円



### 助成を受けるための要件

- ①未接道敷地の老朽建築物を敷地統合により耐火・準耐火建築物に建替えること。
- ②相続または贈与による未接道敷地等の取得でないこと。

**すべての要件**を満たしていることが必要です。

### 申請に必要な書類

老朽建築物の解体除却助成の添付書類の他に

#### 《支援助成申請時》

- 未接道敷地の老朽建築物所有者若しくは土地所有者との敷地統合に係る契約書（案）等の写し

#### 《交付申請時》

- 建替えられた耐火・準耐火建築物の建築確認検査済み証（写し）
- 完成写真（前面道路が分かる外観【外構工事完了】・日付入り）（写し）

※申請者は助成対象建築物の所有者です。

# 引越しにかかる費用を助成します



## 助成内容

老朽建築物の解体に伴う住替え等に必要となる転居一時金・移転費用・家賃

※実際にかかる費用と助成限度額を比べて、額の小さい方が助成金額となります。

※家電等設置・取り外し・家財等の処分費は対象外です。



## 助成金の交付を受けられる方（個人に限る）

品川区の除却支援制度（支援制度2、不燃化促進助成制度、住宅・建築物耐震改修支援制度）を利用して除却される老朽建築物を申請日より1年以上前から継続して使用している建物所有者または借家人

## 助成対象者への助成限度額

建物所有者は、転居一時金・家賃・移転費用（往路、復路）が対象となります。

借家人は、転居一時金・移転費用（往路のみ）が対象となります。

対象老朽建築物の使用面積	転居一時金 (礼金・権利金・仲介手数料)	家賃 (三ヶ月分)	移転費用 (運送業者やレンタカー費用)
30㎡未満	262,000円	262,000円	130,000円
30㎡以上60㎡未満	315,000円	315,000円	160,000円
60㎡以上	420,000円	420,000円	200,000円

■申請書提出前に転居一時金の賃貸借契約を結んでいてもかまいません。ただし、引越しは必ず申請書を提出し、受理されたのちに行ってください。先に引越しをしてしまうと助成が受けられません。

■敷金や保険料、共益費は対象となりません。

■家賃の三ヶ月分は引越し日からカウントします。

■千円未満切り捨てです。

■移転先が従前居住者用住宅の場合は移転費用のみ対象となります。

## 移転助成対象となるもの

- 転居に係る礼金、仲介手数料
- 家賃（建物所有者のみ）
- 引越し業者に支払う費用（往復）
- 引越し作業に使用したレンタカー費用
- 荷物一時保管のトランクルーム費用  
※引越し業者保管は移転費用項目から、  
その他は家賃項目から支出
- 転居による、一時的な駐車場費用  
※一時転居により借りたことがわかるものが  
必要（解体前の自宅駐車写真等）

## 移転助成対象とならないもの

- 敷金、共益費、管理費
- 各種保険料
- 鍵交換費用
- 引越し費用のうち運搬作業でないもの  
洗濯機、エアコン等取外し・取付費用  
保証料・保険料  
物品購入費  
残置物廃棄費用  
家電リサイクル費用

# ■手続きの流れ（提出時は郵送不可）

項目	申請者		区
	所有者	借家人	
引越し前に申請	<p>支援制度2-①の「除却工事助成対象確認通知書」等<sup>*1</sup>が届いたらスタートしてください。</p> <p>除却助成をこれから申請する方で所定の書類をご提出いただければ手続きも可能です。 ※ただし、除却の対象とならない場合、本申請は無効となります。</p>		<p><b>注意</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●賃貸借契約は行ってかまいませんが、<u>引越し日の前に申請手続きを行う必要があります。</u></li> <li>●今後の手続きのため、見積書・契約書・領収書等は大切に保管してください。</li> <li>●様式に記載の注意事項をご確認ください。</li> </ul> <p>○申請内容の審査 ○審査結果を申請者に発行</p>
①助成対象確認申請	<p><b>移転助成対象確認申請書を区に提出</b></p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●延焼防止上危険な老朽建築物除却工事助成対象確認通知書（写し）など<sup>*1</sup></li> <li>●登記事項証明書（土地）（写し） ※登記事項証明書は3ヶ月以内。（インターネットダウンロード印刷不可）</li> </ul> <p><b>借家人がいる場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●移転計画書（提出後、借家人にお知らせください。）</li> </ul> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●延焼防止上危険な老朽建築物除却工事助成対象確認通知書（写し）など<sup>*1</sup></li> </ul>	<p><b>移転計画書の提出後</b></p> <p><b>移転助成対象確認申請書を区に提出</b></p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●除却支援対象建築物（現居）の賃貸借契約書（写し） （申請日より1年以上前から現在まで）</li> <li>●除却支援対象建築物の場所がわかる地図</li> </ul>	
②引越し	引越しをしてください。		<p><b>注意</b></p> <p>①の申請をしていれば引越しはOKです。 申請なく引越しした場合助成は受けられません。</p>
③助成金交付申請	<p><b>仮住まい</b></p> <p>仮住まいが終わり、支援制度4-③の「不燃構造化支援助成交付決定通知書」が届いたら手続きをしてください。</p> <p><b>移転助成金交付申請書を区に提出</b></p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住替え先の賃貸借契約書</li> <li>●仲介手数料、礼金、権利金等が記載された重要事項説明書</li> <li>●引越し業者等の見積書（または契約書）</li> <li>●上記の領収書 ※添付書類（見積書・領収書等の宛名）はすべてフルネーム・同一名でお願いします。</li> <li>●延焼防止上危険な老朽建築物除却工事助成金交付決定通知書（写し）または不燃構造化支援助成金交付決定通知書（写し）など</li> </ul>	<p>居住していた建物の解体が終わりましたら、手続きをしてください。 ※助成金の交付は除却支援対象建築物の除却助成決定後となります。</p>	<p>○申請内容の審査 ○審査結果を申請者に発行</p> <p>&lt;発行書類&gt;</p> <p>○移転助成金交付決定通知書</p>
④助成金交付請求	<p><b>移転助成金交付請求書を区に提出</b></p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●口座振替依頼書</li> </ul>		<p>○申請内容の審査 ○申請者に助成金を交付</p>
⑤助成金の受理	入金の確認		

※1 不燃化特区内における耐震化支援事業・都市防災不燃化促進事業の対象確認通知書を含みます。

# 耐火・準耐火建築物にするための費用を助成します **戸建て**



## 助成内容

品川区の除却支援制度を利用した方が対象となります

老朽建築物を解体し、耐火・準耐火建築物を建てる際に、不燃構造化するために必要な**工事費用（個人のみ）** および**建築設計費・工事監理費**。

建築設計費・工事監理費とは…国土交通省の定める「設計に関する標準業務」「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」のことです。

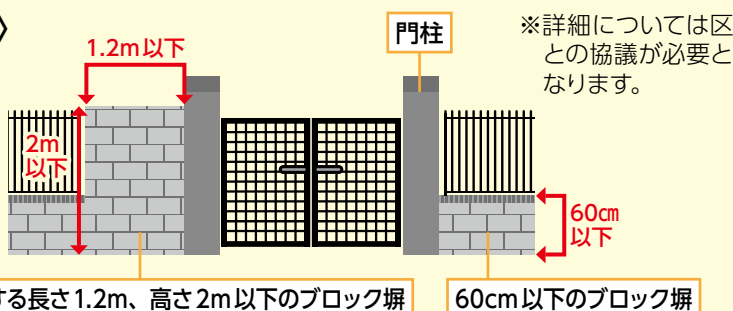
※官公庁手続き費用は助成対象外です。

※実際にかかる費用と助成限度額を比べて額の小さい方が助成金額となります。

- 固定資産税・都市計画税の減免については、P.19・P.20 支援制度5 参照。
- 不燃構造化建築物の建築に伴って道路に面して垣または柵を設ける場合は、生垣または透視可能なフェンスとしてください。

**（ブロック塀不可。ただし、道路面から0.6m以下のもの、あるいは門柱、また門柱に接続する長さ1.2m、高さ2m以下のブロック塀にあつてはこの限りではありません。）**

### 〈イメージ図〉



NEW

支援制度4-1・支援制度4-2共通の加算助成はP.15～P.18にご案内がありますので、ご確認ください。

## 助成金の交付を受けられる方

品川区の除却支援制度（不燃化特区／都市防災不燃化促進／耐震化）を利用して老朽建築物を除却した方

### 建築設計費・工事監理費の助成限度額表（抜粋）

※中小企業はこちらの助成のみ。

対象床面積		金額	対象床面積		金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
60	～ 5	961	130	～ 135	2,736
65	～ 65	1,781	135	～ 140	2,805
70	～ 70	1,849	140	～ 145	2,873
75	～ 75	1,917	145	～ 150	2,941
80	～ 80	1,985	150	～ 155	3,010
85	～ 85	2,054	155	～ 160	3,072
90	～ 90	2,122	160	～ 165	3,134
95	～ 95	2,190	165	～ 170	3,196
100	～ 100	2,259	170	～ 175	3,258
105	～ 105	2,327	175	～ 180	3,320
110	～ 110	2,395	180	～ 185	3,382
115	～ 115	2,463	185	～ 190	3,444
120	～ 120	2,532	190	～ 195	3,506
125	～ 125	2,600	195	～ 200	3,568
130	～ 130	2,668	300	～	4,825

### 一般建築助成限度額表（工事費など）（抜粋） **個人のみ**

※法人化した名義では受けられません。

対象床面積		耐火建築物	準耐火建築物
㎡以上	㎡未満	金額	金額
60	～ 5	0	0
65	～ 65	1,195	1,109
70	～ 70	1,394	1,294
75	～ 75	1,593	1,479
80	～ 80	1,792	1,664
85	～ 85	1,991	1,848
90	～ 90	2,190	2,033
95	～ 95	2,389	2,218
100	～ 100	2,589	2,403
105	～ 105	2,788	2,588
110	～ 110	2,987	2,773
115	～ 115	3,186	2,957
120	～ 120	3,385	3,142
125	～ 125	3,485	3,235
130	～ 130	3,534	3,281
135	～ 135	3,734	3,466
140	～ 140	9,707	9,011

■対象床面積とは、地上1階から3階までの床面積の合計です。

■申請書提出前に新築に関する契約を結んでいてもかまいません。ただし、着工は必ず不燃構造化支援助成に係る結果通知書を受け取ったのちに行ってください。先に着工してしまうと助成が受けられません。

■千円未満は切り捨てです。

※老朽建築物敷地と異なる場所や一部敷地を追加した場合は、上限の算定方法が異なります。

# ■手続きの流れ（提出時は郵送不可）

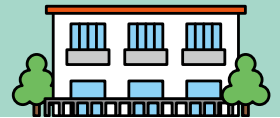
項目	申請者	区
<p><b>支援制度2-①の「除却工事助成対象確認通知書」等<sup>※1</sup>が届き、かつ「建築確認済証」が発行されたら、スタートしてください。</b></p> <p><b>注意</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工事契約は行ってかまいませんが、<b>新築工事着工の前に不燃構造化支援助成に係る結果通知書を受け取る必要があります。</b></li> <li>● 今後の手続きのため、見積書・契約書・領収書等は大切に保管してください。</li> <li>● 様式に記載の注意事項をご確認ください。</li> </ul>		
<p><b>工事着工前に申請</b></p> <p>①助成対象確認申請</p>	<p><b>不燃構造化支援助成対象確認申請書を区に提出</b></p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 案内図</li> <li>● 配置図（外構工事の計画がわかるもの）</li> <li>● 建築確認申請書・建築確認済証の写し</li> <li>● 契約書および明細書または内訳書（見積書）の写し<sup>※2</sup></li> <li>※ 添付書類（見積書・領収書等の宛名）はすべてフルネーム・同一名でお願いします。</li> <li>● 支援制度2-①の除却工事助成対象確認通知書の写しなど<sup>※1</sup></li> </ul> <p><b>申請者が中小企業の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費税仕入税額控除確認書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請内容の審査</li> <li>○ 審査結果を申請者に発行</li> </ul> <p>&lt;発行書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>不燃構造化支援助成に係る結果通知書<sup>※3</sup></b></li> </ul> <p>+ 次の手続き様式</p>
<p>②建築工事</p>	<p>工事をしてください。</p>	<p><b>注意</b></p> <p>①の区からの結果通知書が発行されたら、着工OKです。区からの結果通知書の発行前に着工した場合助成を受けられません。</p>
<p>③助成金交付申請</p>	<p><b>新築工事の「領収書」が発行されたら手続きをしてください。</b></p> <p><b>不燃構造化支援助成金交付申請書を区に提出</b></p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築確認検査済証・完成写真（前面道路が分かる外観 [外構工事完了]・日付入り）</li> <li>● 領収証（契約金額と一致すること）</li> <li>※ 添付書類（見積書・領収書等の宛名）はすべてフルネーム・同一名でお願いします。</li> <li>● 支援制度2-④の助成金交付決定通知書の写し など</li> </ul> <p><b>4-①申請時に提出していない場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不燃構造化建築物に係る契約書と明細（写し）<sup>※2</sup>（請書の場合、注文書も必要）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請内容の審査</li> <li>○ 審査結果を申請者に発行</li> </ul> <p>&lt;発行書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>不燃構造化支援助成金交付決定通知書<sup>※3</sup></b></li> </ul>
<p>④助成金交付請求</p>	<p><b>不燃構造化支援助成金交付請求書を区に提出</b></p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>口座振替依頼書</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請内容の審査</li> <li>○ 申請者に助成金を交付</li> </ul>
<p>⑤助成金の受理</p>	<p><b>入金の確認</b></p>	

※1 不燃化特区内における耐震化支援事業・都市防災不燃化促進事業の対象確認通知書を含みます。

※2 助成対象費用（不燃構造化工事費用、建築設計・工事監理費用）の契約内容と内訳がわかるものとしてください。

※3 区が郵送する通知書等は、その他支援制度で必要になる場合がございますので、大切に保管してください。

# 耐火・準耐火建築物にするための費用を助成します **共同住宅**



## 助成内容

品川区の除却支援制度を利用した方が対象となります

老朽建築物を解体し、耐火・準耐火建築物を建てる際に、不燃構造化するために必要な**工事費用（個人のみ）** および**建築設計費・工事監理費**。

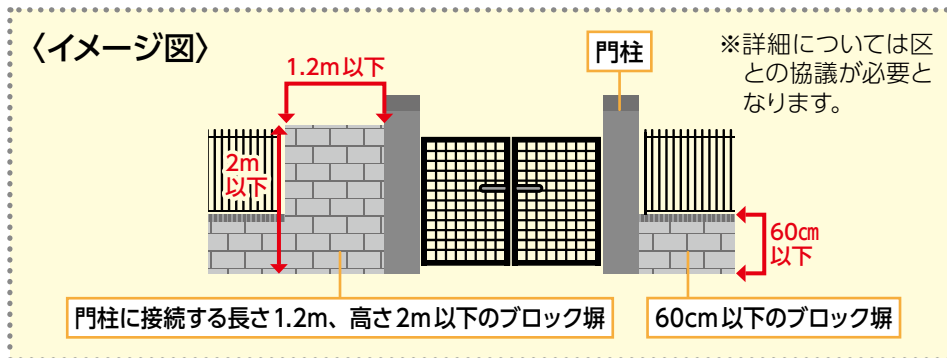
建築設計費・工事監理費とは…国土交通省の定める「設計に関する標準業務」「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」のことです。

※官公庁手続き費用は助成対象外です。

※実際にかかる費用と助成限度額を比べて額の小さい方が助成金額となります。

- 固定資産税・都市計画税の減免については、P.19・P.20支援制度5参照。
- 不燃構造化建築物の建築に伴って道路に面して垣または柵を設ける場合は、生垣または透視可能なフェンスとしてください。

**（ブロック塀不可。ただし、道路面から0.6m以下のもの、あるいは門柱、また門柱に接続する長さ1.2m、高さ2m以下のブロック塀にあつてはこの限りではありません。）**



NEW

支援制度4-1・支援制度4-2共通の加算助成はP.15～P.18にご案内がありますので、ご確認ください。

## 助成金の交付を受けられる方

品川区の除却支援制度（不燃化特区／都市防災不燃化促進／耐震化）を利用して老朽建築物を除却した方

### 建築設計費・工事監理費の助成限度額表（抜粋）

### 一般建築助成限度額表（工事費など）（抜粋）

※中小企業はこちらの助成のみ。※対象床面積500㎡以上も対象となります。

**個人のみ** ※法人化した名義では受けられません。

対象床面積	金額	補助対象面積率
㎡以上	千円	
5	～	×
90	3,079	
95	3,200	
100	3,320	
105	3,440	
110	3,560	
115	3,681	
120	3,801	
125	3,921	
130	4,041	
135	4,162	
140	4,282	
145	4,402	
150	4,522	
155	4,635	

対象床面積	金額	補助対象面積率
㎡以上	千円	
160	4,747	×
165	4,860	
170	4,972	
175	5,085	
180	5,197	
185	5,310	
190	5,422	
195	5,535	
200	5,647	
300	7,711	
400	9,615	
500	11,520	

対象床面積	耐火建築物		準耐火建築物	
	金額	金額	金額	金額
㎡以上	千円	千円	千円	千円
5	0	0	0	0
90	1,792	1,664	1,664	1,664
100	1,991	1,848	1,848	1,848
110	2,190	2,033	2,033	2,033
120	2,389	2,218	2,218	2,218
130	2,589	2,403	2,403	2,403
140	2,788	2,588	2,588	2,588
150	2,987	2,773	2,773	2,773
160	3,186	2,957	2,957	2,957
170	3,385	3,142	3,142	3,142
175	3,485	3,235	3,235	3,235
180	3,534	3,281	3,281	3,281
200	3,734	3,466	3,466	3,466
300	4,729	4,390	4,390	4,390
400	5,725	5,314	5,314	5,314
500	6,720	6,238	6,238	6,238
1,000	9,707	9,011	9,011	9,011

- 建築設計費・工事監理費の対象床面積は、全床面積の合計です。
- 一般建築（工事費など）の対象床面積は地上1階から3階までの床面積の合計です。
- 申請書提出前に新築に関する契約を結んでいてもかまいません。ただし、着工は必ず不燃構造化支援助成に係る結果通知書を受け取ったのちに行ってください。先に着工してしまうと助成が受けられません。
- 千円未満は切り捨てです。
- 補助対象面積率とは、住宅部分に係る床面積を建築物の全延べ床面積に除した数値です。
  - ※延べ床面積100㎡のうち、住宅部分80㎡・事務所20㎡の場合：3,320千円×80%＝2,656千円が限度額となります。
  - ※老朽建築物敷地と異なる場所や一部敷地を追加した場合は、上限の算定方法が異なります。

# ■手続きの流れ (提出時は郵送不可)

項目	申請者	区
<p><b>支援制度2-①の「除却工事助成対象確認通知書」等<sup>※1</sup>が届き、かつ「建築確認済証」が発行されたら、スタートしてください。</b></p> <p><b>注意</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工事契約は行ってかまいませんが、<b>新築工事着工の前に不燃構造化支援助成に係る結果通知書を受け取る必要があります。</b></li> <li>● 今後の手続きのため、見積書・契約書・領収書等は大切に保管してください。</li> <li>● 様式に記載の注意事項をご確認ください。</li> </ul>		
<p><b>工事着工前に申請</b></p> <p>①助成対象確認申請</p>	<p><b>不燃構造化支援助成対象確認申請書を区に提出</b></p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 案内図 ※ 求積図・平面図も必要になる場合があります。</li> <li>● 配置図 (外構工事の計画がわかるもの)</li> <li>● 建築確認申請書・建築確認済証の写し</li> <li>● 契約書および明細書または内訳書 (見積書) の写し<sup>※2</sup> ※ 添付書類 (見積書・領収書等の宛名) はすべてフルネーム・同一名でお願いします。</li> <li>● 支援制度2-①の除却工事助成対象確認通知書の写しなど<sup>※1</sup></li> </ul> <p><b>申請者が中小企業の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費税仕入税額控除確認書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請内容の審査</li> <li>○ 審査結果を申請者に発行</li> </ul> <p>&lt;発行書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不燃構造化支援助成に係る結果通知書<sup>※3</sup></li> </ul> <p>+ 次の手続き様式</p>
<p>申請者が中小企業の場合</p> <p>約2週間</p>		
②建築工事	<p>工事をしてください。</p>	<p><b>注意</b></p> <p>①の区からの結果通知書が発行されたら、着工OKです。区からの結果通知書の発行前に着工した場合助成を受けられません。</p>
③助成金交付申請	<p><b>新築工事の「領収書」が発行されたら手続きをしてください。</b></p> <p><b>不燃構造化支援助成金交付申請書を区に提出</b></p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築確認検査済証・完成写真 (前面道路が分かる外観 [外構工事完了]・日付入り)</li> <li>● 領収証 (契約金額と一致すること) ※ 添付書類 (見積書・領収書等の宛名) はすべてフルネーム・同一名でお願いします。</li> <li>● 支援制度2-④の助成金交付決定通知書の写し など</li> </ul> <p><b>4-①申請時に提出していない場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不燃構造化建築物に係る契約書と明細 (写し) <sup>※2</sup> (請書の場合、注文書も必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請内容の審査</li> <li>○ 審査結果を申請者に発行</li> </ul> <p>&lt;発行書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不燃構造化支援助成金交付決定通知書<sup>※3</sup></li> </ul>
<p>約2週間</p>		
④助成金交付請求	<p><b>不燃構造化支援助成金交付請求書を区に提出</b></p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 口座振替依頼書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請内容の審査</li> <li>○ 申請者に助成金を交付</li> </ul>
⑤助成金の受理	<p>入金の確認</p>	<p>約4週間</p>

※1 不燃化特区内における耐震化支援事業・都市防災不燃化促進事業の対象確認通知書を含みます。

※2 助成対象費用 (不燃構造化工事費用、建築設計・工事監理費用) の契約内容と内訳がわかるものとしてください。

※3 区が郵送する通知書等は、その他支援制度で必要になる場合がございますので、大切に保管してください。



NEW

## 1 高齢者または障害者等が居住する世帯への建替え工事費助成加算

【区独自!】

### 助成内容

**65歳以上**の高齢者または**身体・精神・愛の手帳を所持する障害者**または**要介護・要支援認定を受けている方**が居住する住宅の建替えに対する工事費用を加算助成します。

### 助成を受けるための要件

助成を受けるためには下記の**すべての要件**を満たしていることが必要です。

①下記 **(ア) ~ (カ)** の**いずれか**の者を含む世帯であること。

- (ア)** 年齢が満65歳以上となる者
- (イ)** 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (ウ)** 東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳の交付を受けている者
- (エ)** 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者
- (オ)** 介護保険法第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者
- (カ)** その他区長が認める者

②建替え後の建築物が耐火建築物または準耐火建築物であり、支援制度4-1・4-2（不燃構造化支援助成）を利用した建替えであること。

### 助成対象者への加算助成額

加算額は **150万円**

建替えに対する工事費用（支援制度4-1・4-2による助成金に加算）

### 申請に必要な書類（該当する書類）

#### 《助成対象確認申請時》

- 65歳以上であることを証する書類（写し）
- 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保険福祉手帳（写し）
- 要介護・要支援状況が確認できる介護保険証等（写し）
- 上記 **(ア) ~ (カ)** の対象者を含む世帯であることを証する書類（住民票等）（写し）

#### 《助成金交付申請時》

- 助成対象確認申請時に提出している書類（交付申請時での最新状況を確認いたしますので、再度提出が必要となります。）
- 建替えた建物に引越し後の住民票（写し）



**注意**

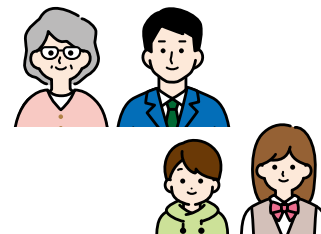
P.16の『**2**高齢者他多世代同居への建替え工事費助成加算』との併用申請はできません。

## 2 高齢者他多世代同居への建替え工事費助成加算

NEW

### 助成内容

親世帯（**65歳以上**の者を含む世帯）と子世帯等が同居するための住宅の建替えに対する工事費用を加算助成します。



### 助成を受けるための要件

助成を受けるためには下記の①～③すべての要件を満たしていることが必要です。

- ①建替え後の建築物が耐火建築物または準耐火建築物であり、支援制度4-1・4-2（不燃構造化支援助成）を利用した建替えであること。
- ②**65歳以上**の者を含む世帯との同居であること。
- ③建替え後の**高齢者世帯の居住面積が20㎡以上**（共用のLDK・浴室・トイレ等の按分含む）であること。

### 助成対象者への加算助成額

加算額は**200万円**

建替えに対する工事費用（支援制度4-1・4-2による助成金に加算）

### 申請に必要な書類（該当する書類）

#### 《助成対象確認申請時》

- **65歳以上**であることを証する書類
- **65歳以上**の者と同居する者との関係を証する書類（戸籍等の写し）
- 建替え後の高齢者世帯の居住面積が20㎡以上であることを確認できる書類（平面図・延べ床求積図・延べ床求積表）

#### 《助成金交付申請時》

- 助成対象確認申請時に提出している書類（交付申請時での最新状況を確認いたしますので、再度提出が必要となります。）
- 建替えた建物に引越し後の住民票（写し）

※申請者は建築主です。



注意

P.15の『1 高齢者または障害者等が居住する世帯への建替え工事費助成加算』との併用申請はできません。

※当該年度の予算執行状況により受付が終了する場合があります。



NEW

## 3 未接道敷地の老朽建築物建替えのための解消促進支援

### (1) 敷地統合に対する支援

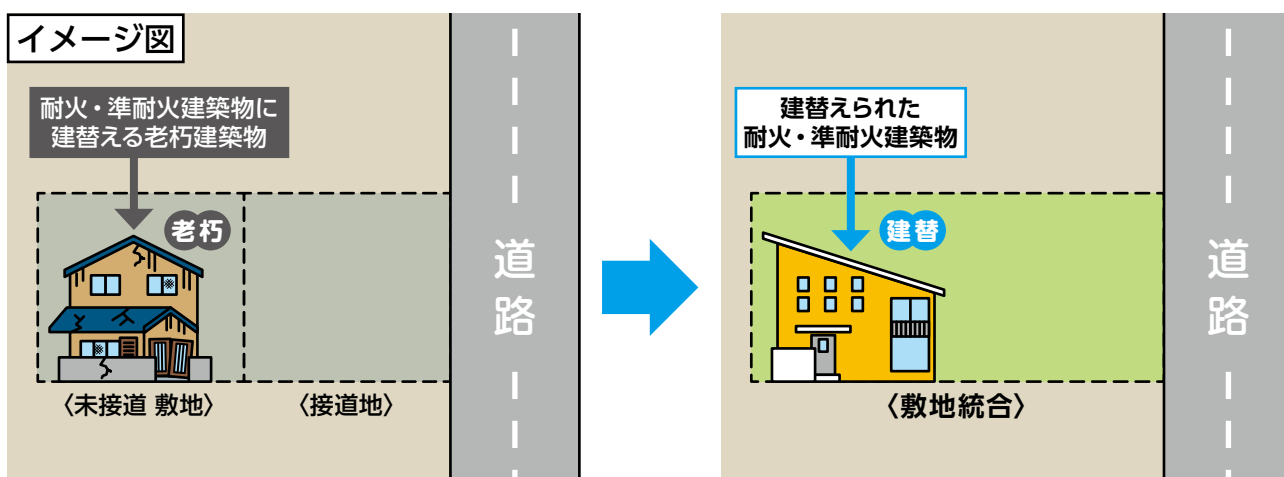
#### 助成内容

未接道敷地や狭小敷地<sup>※1</sup>と接道地<sup>※2</sup>との「敷地統合<sup>※3</sup>」に必要な**測量費、登記費、仲介手数料**を助成します。

※1 地区計画で定めた最低敷地面積未満の土地

※2 建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づき、住宅等の建築が可能となる要件を備えた敷地

※3 所有権や借地権の取得により隣接地を統合し、一敷地とすること



#### 助成を受けるための要件

- ①未接道敷地または狭小敷地の老朽建築物を敷地統合により耐火・準耐火建築物に建替えること。
- ②相続または贈与による未接道敷地等の取得でないこと。

**すべての要件**を満たしていることが必要です。

#### 助成対象者への助成限度額

限度額は **200万円**

※申請者は建築主です。

※当該年度の予算執行状況により受付が終了する場合があります。

#### 申請に必要な書類

不燃構造化支援助成の添付書類の他に

##### 《助成対象確認申請時》

- 接道地の土地所有者との敷地統合に係る契約書（案）等の写し

##### 《助成金交付申請時》

- 測量費、登記費、仲介手数料の領収書（写し）
- 敷地統合完了後の登記事項証明書等（写し）

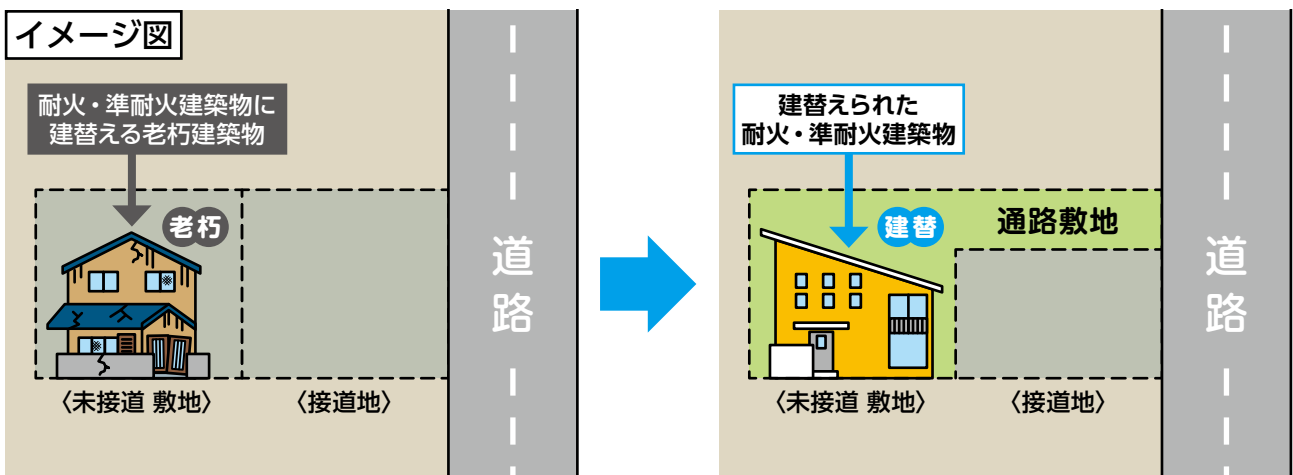


## (2) 接道要件確保に対する支援

### 助成内容

未接道敷地の接道要件<sup>※4</sup>を満たすために取得する通路敷地等の測量費、登記費、仲介手数料を助成します。

※4 建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づき、建築が可能となる要件を備えた敷地をいう。



### 助成を受けるための要件

- ①未接道敷地の老朽建築物を接道要件を満たし、耐火・準耐火建築物に建替えること。
- ②相続または贈与による未接道敷地等の取得でないこと。

**すべての要件**を満たしていることが必要です。

### 助成対象者への助成限度額

限度額は **150万円**

※申請者は建築主です。

※当該年度の予算執行状況により受付が終了する場合があります。

### 申請に必要な書類

不燃構造化支援助成の添付書類の他に

《助成対象確認申請時》

- 接道地の土地所有者との接道要件に係る契約書（案）等の写し

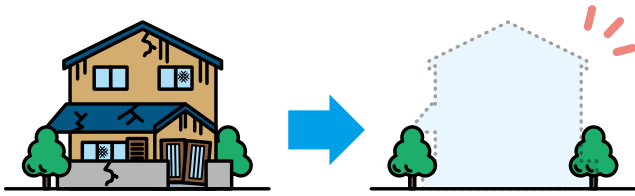
《助成金交付申請時》

- 測量費、登記費、仲介手数料の領収書（写し）
- 接道要件完了後の登記事項証明書等（写し）



# 固定資産税・都市計画税の減免が受けられます

## (ア) 取壊して更地にした場合



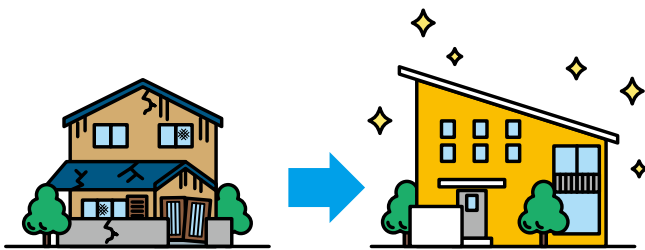
**土地**に対する固定資産税・都市計画税について最長5年度分、**8割の減免**が受けられます。

更地が継続して適正に管理されていることが要件であるため、毎年の手続きを行う必要があります。(申請は毎年6月30日まで)  
**取り壊し年月日が不燃化特区の指定日から令和13年3月31日までであること。**

### 適正に管理されていると認められない場合の例

- ごみが投棄されている
- 雑草が繁茂している
- 駐車場や自動販売機などの収益事業に使われている等

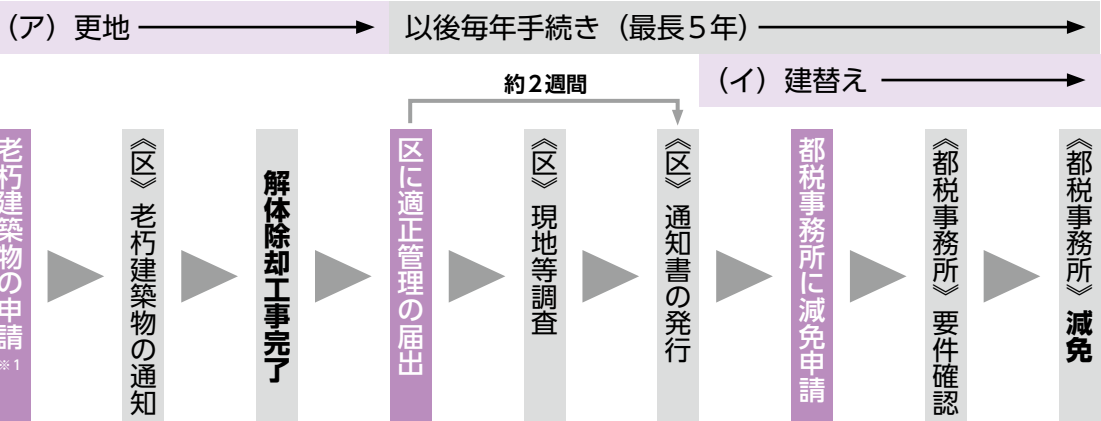
## (イ) 住宅に建替えた場合



**家屋**に対する固定資産税・都市計画税について5年度分、**10割の減免**が受けられます。

取壊した家屋と新築住宅の所有者が同一であること、居住部分が1/2以上であることなどの条件があります。(申請は新築した年の翌々年の2月末日まで)  
**新築年月日が不燃化特区の指定日から令和13年3月31日までであること。**

### 手続きの流れ



申請者が行う手続き等

- (ア)更地と(イ)建替えで手続きが異なります。
- 未登記物件の減免制度については、都税事務所へご確認ください。
- (ア)更地については毎年、区と都税事務所への申請が必要になります。

詳細は、品川都税事務所固定資産税班へお問い合わせください。

☎ 03-3774-6677

※1 老朽建築物の申請とは、支援制度2-①の対象確認通知書、不燃化特区内における耐震化支援事業・都市防災不燃化促進事業の対象確認通知書、P.20上段に記載の老朽建築物認定結果通知書を含みます。

P.8「未接道敷地の解消促進支援に伴う解体除却費用を助成します」で解体除却助成をされた老朽建築物ではない建築物も対象となります。

## (ア) 取壊して更地にした場合の固定資産税・都市計画税減免の対象拡大

耐用年限の2/3を超過した老朽建築物を、支援制度2 (P.5～P.8) の助成制度を活用せずに自費で解体工事する場合でも対象となります。更地として管理し、固定資産税・都市計画税の減免を受ける際は、**解体除却工事契約前に**、木密整備推進課へ**老朽建築物認定申請書**をご提出ください。添付書類にて判断し、老朽建築物認定結果通知書をお渡しします。P.19の手続きの流れのとおり、除却工事完了後、改めて木密整備推進課へ**更地の適正管理申請書**をご提出ください。

## 不燃化特区支援制度を活用して 解体・引越し・建替えを行うと、助成金はこうなります！



大家さん

昭和55年に建築された木造2階建てアパートを解体したいです。延床面積は140㎡です。解体業者の見積によると、解体費用は440万円になりそうです。

140㎡ですと、助成限度額は462万円となるので、全額助成対象ですね。除却した方は、さらに引越し・建替えの費用も助成対象となります。



Aさん

大家さん

引越し費用の助成は、借家人さんも対象になりそうですね！私（大家）は、解体する建物が140㎡からAさんに貸している21㎡を除く119㎡なので、転居一時金42万円・家賃（3ヶ月分）42万円・移転費用（往復）40万円が助成限度額ということですね。Aさん（借家人）は、借りている部屋の面積が21㎡なので、転居一時金26.2万円・移転費用（往路のみ）13万円が助成限度額ですね。

そのとおりです。ぜひ借家人さんにもお知らせください。また、解体後の建替え費用の助成は、建築する面積に応じて助成限度額が決まります。建築主が個人の場合、①建築設計費・工事監理費と②工事費が対象となります。



大家さん

早速ハウスメーカーの方に見積してもらいました。準耐火構造で200㎡の3階建て（共同住宅）を新築するので、①は350万円、②は8,500万円ほどだそうです。

助成限度額は①は564.7万円、②は346.6万円となります。（金額は、申請後の結果通知書にてお知らせします。）詳細については、木密整備推進課の窓口でご案内いたします！

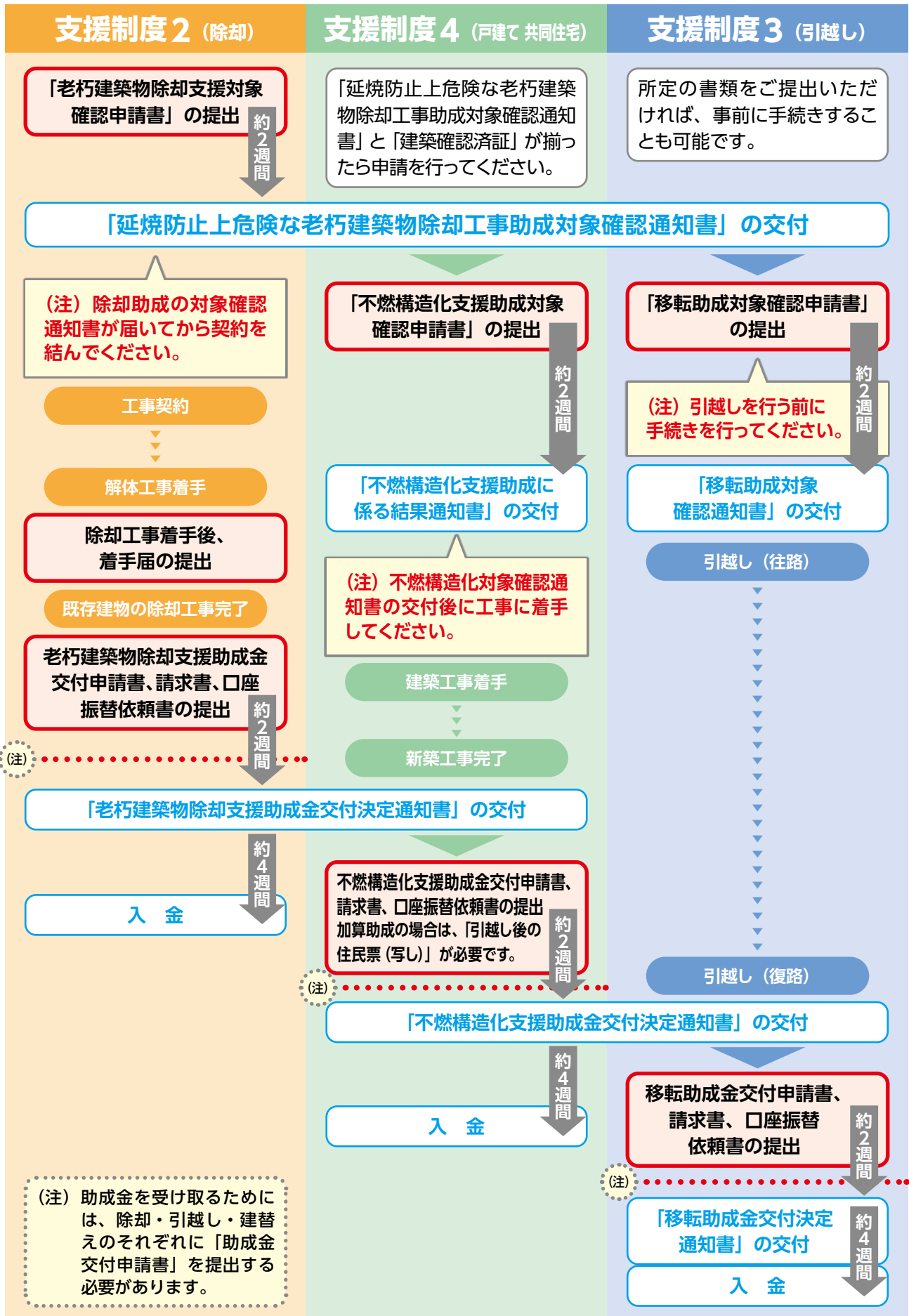


# 不燃化特区支援制度手続きの流れ

凡例

申請者が行う手続き

品川区が行う手続き



# Q&A <よくあるご質問>

**Q.** すでに新築の請負契約を締結しましたが、助成の対象になりますか？

**A.** 支援制度4については着工までに、不燃構造化支援助成に係る結果通知を受けていれば対象となります。支援制度2については解体工事の契約前に対象確認通知を受けていれば、3については引越し前に助成申請をしていれば対象となります。詳しくは各支援制度のページをご覧ください。

**Q.** 1階店舗100㎡、2階住居80㎡ですが解体除却の助成は受けられますか？

**A.** 建築物の用途は問いません。5～6ページの条件により助成は受けられます。

**Q.** 現在、特区外に居住しており、特区内の老朽建物を購入し建替え予定です。引越にかかる費用の助成は受けられますか？

**A.** 受けられません。引越にかかる費用の助成を受けられるのは除却支援を受ける建築物の以前からの使用者・居住者に限ります。支援制度3のページをご覧ください。

**Q.** 支援制度3の「家賃」には駐車場料金も含まれますか？

**A.** 今回の老朽建築物を解体するにあたり、新たに駐車場を賃借するのであれば、助成対象となります。ただし、解体前から月極駐車場等を使用していた場合は対象となりません。

**Q.** 除却は個人が行い、建替えは法人が行う場合、支援制度4は対象となりますか？

**A.** 対象になりません。

**Q.** 建物が未登記の場合、助成対象となりますか？ またその場合の必要書類を教えてください。

**A.** 未登記の建物も助成対象となります。登記事項証明書はありませんので、最新の固定資産税、都市計画税の納税通知書および課税明細書をご提出ください。納税通知書・課税明細書がなければ名寄帳の提出をお願いします。そのほかの必要書類は登記がある場合と同じです。支援制度5については品川都税事務所へお問い合わせください。

**Q.** 購入した更地への建築で助成が可能ですか？

**A.** 建築助成は解体時に品川区の除却支援制度を利用した方が対象となるため、更地購入後の申請はできません。老朽建築物が残ったまま購入されるのであれば、解体および建築助成金の申請が行えます。

**Q.** 登記簿上の延べ床面積は50㎡ですが、固定資産課税台帳の面積は80㎡（増築後）となっています。今回の制度の基礎になる面積はどちらになりますか？

**A.** 80㎡です。

**Q.** 現在アパートに住んでいますが、引越にかかる費用の助成は受けられますか？

**A.** 要件に適合すれば、借家人の方も助成が受けられます。詳しくは支援制度3のページをご覧ください。

**Q.** 引越に伴い、荷物を一時的に預かってもらう際に発生する保管料は対象となりますか？

**A.** 対象になります。ただし、引越業者に支払う費用であれば移転費用として、トランクルーム等であれば家賃としての費用となります。

**Q.** 所有者が亡くなって移転登記していないが助成の対象になりますか？

**A.** 遺産分割協議書などから権利者が確認できれば対象になります。また、戸籍謄本等により法定相続人を確認し、所定の手続きにより、対象になる場合があります。支援制度5については品川都税事務所へお問い合わせください。

**Q.** 一部分が木造、一部分がその他（鉄骨造等）の建物です。助成の対象になりますか？

**A.** 木造部分の面積が特定できれば、その部分についてのみ対象となる可能性があります。まずはご相談ください。

**Q.** 各助成の申請書等は郵送でもよいですか？

**A.** 郵送不可です。

**Q.** 解体した敷地に土地を追加して建替える場合、助成の対象となりますか？

**A.** 対象になります。ただし、元の敷地で建てられる大きさと比較しますので、パンフレット記載の計算方法とは異なる場合があります。助成金額は結果通知書にてお知らせします。

**Q.** 親名義の家を解体して子名義で家を建てる場合、解体申請者も子でよいですか？

**A.** 解体の助成金は老朽建物所有者である「親」が申請者となります。しかしながら、新築の助成金の申請は「子」で行うことができます。（解体申請者の親族であれば可能です。）ただし、親子関係等の関係を証する書類は必要となります。詳細はご相談ください。

**品川区も応援します！**  
**さあ、はじめませんか、**  
**みんなで進める不燃化の家づくり。**



このパンフレットや「不燃化特区支援制度」  
についてお問い合わせなどございましたら  
お気軽にご連絡ください。

**品川区 都市環境部 木密整備推進課**

〒140-8715 品川区広町2丁目1番36号(品川区役所本庁舎6階)

**TEL : 03-5742-6925(直通) または TEL : 03-5742-6779(直通)**

**FAX : 03-5742-6756**